

II 記念講演「労働委員会制度と日本の労使関係」

(前中央労働委員会会長・上智大学名誉教授 花見忠)

1 労働委員会と私との関わり

私は1950年代大学で石川吉右衛門先生（元東京大学教授・元中労委会長）の講義で、労働委員会は裁判所との対比で「簡易・迅速・低廉な手続で解決」というように教えられた。

その後1968年から1977年まで東京都地方労働委員会の公益委員をしてみて、現実には「簡易・迅速・低廉な手続で解決」とは相当違うと感じた。事件によっては膨大な証拠物件が提出され、これに目を通すだけでも相当の負担だった。それでも当初は平均処理日数が300日程度だったが、最後の頃は500日を超えていた。

その後、1992年から2000年まで中央労働委員会の公益委員を務めたが、任期中の最大の問題は、J R不採用事件の問題で最初に命令を出したこと、それからこの命令が行政事件訴訟に付されたことであった。この頃は裁判所によって労働委員会の命令が取り消されることが非常に多くなり、労働委員会と裁判所の立場の相違が非常に鮮明になった時期である。

2 労働委員会の機能の推移

労働委員会の機能についていうと、先ず調整事件については、全国の労働委員会全体での事件数のピークは1974年に2,200件余であり、それ以降はコンスタントに減少し、現在はピーク時の4分の1程度で推移している。思うに、1975年頃を境に、労働委員会の調整機能が徐々に縮小し、ある意味では凋落したといえよう。特に1975年のスト権スト（※当時、国の企業体であった国鉄の労働者は公務員であり、ストライキ権を認められておらず、この権利の付与を目的として全国的にストライキを行った。）を境に、ストライキの件数が急激に減少する。集団的労使紛争が全体として減少し、今日、労働委員会の争議調整の役割は過去のものになってしまったのではないか。

10年前の労働委員会制度創設50周年記念講演で、石川先生が指摘された重要な論点の中に「調整機能は極めて大事だが、それは事件が実際に起こる前の予防的な機能として、地方に労働委員会が存在して、公労使三者が話し合いができるメカニズムとして、つまり予防的機能として重要なのである」という点がある。

今、私は弁護士をしているが、地方を事件でまわっていて、現在の経済的な理由による整理解雇の問題などについては、企業内の紛争処理では解決できない問題だということを感じている。労使関係の紛争処理について、国際的に見ても、労使関係のステークホルダー（利害関係者）が多様化し、つまり企業内の労使だけではなく、NPOとかコミュニティのリーダー、地方政治家、地方の産業界のリーダーを含めて問題が解決される方向に向かっている。要は小さな町で企業が閉鎖したようなとき、どうやって雇用を維持するかとか、さらに雇用を創出するかといった問題は、一企業の労使という狭い枠では解決できない。そこで、企業の枠を超えて、地方の労働委員会があってそこで、公労使で定期的に顔を合わせ、人間関係が形成されているということが労働委員会の重要な役割ではないかと思われる。

次に審査事件については、労働委員会の係属件数ベースで見ると、調整事件のパターンを10年遅れで後追いした形で、コンスタント、かつ急激に減少してきた。新規申立ベースでは1970年をピークに、現在は300件前後となっている。係属件数も最多の1970年頃が3,000件余だが、今は